

補助事業等により取得した施設における再生可能 エネルギー発電設備の設置等について

平成 26 年 2 月
厚生労働省

厚生労働省の補助金等¹により取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助対象財産」）について、当該補助金等の交付の目的に反して使用等する場合²（財産処分）は、原則として厚生労働大臣等の事前承認が必要です³。

ただし、太陽光発電その他の再生可能エネルギーの普及促進を図るため、補助事業者が補助対象財産に太陽光発電等の再生可能エネルギーの発電設備（以下「設備」）を設置する場合や、設備を設置するために第三者に有償又は無償で当該補助対象財産の一部を貸し出す場合（いわゆる屋根貸し等）であって、次の全てに該当する場合には、特段の事情がない限り、補助金等の交付の目的に反しないものとして厚生労働大臣等の事前承認は必要ありません。

- 設備の設置等が、補助対象財産の整備目的を妨げず、施設の機能や安全性に影響を生じないものであること。

例：用途を設定していない屋根・屋上等、整備目的のためには使用しない場所に、再生可能エネルギーの発電設備を設置する場合。

- 設備の設置等が、施設の耐用年数や耐震性に悪影響を与える等、補助対象財産の財産的価値を損なうものでないこと。

なお、設備の設置等に伴う売電収入等の収益については、当該補助金等の交付の条件に基づいて取り扱うこととなり、特段の条件が付されていない場合には国庫納付等の必要はありません。

ご不明な点がございましたら、当該補助金の交付担当部局にご照会下さい。

¹ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項にいう「補助金等」

² 「交付の目的に反して使用等する場合」とは、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう

³ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条
